令和８年（フ）第２９６号
函館市田家町12番11号　きずな田家10号
債務者　半田　道弘
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２１号
函館市湯川町１丁目31番１号　社会医療法人函館博栄会函館渡辺病院、住民票上の住所函館市港町１丁目33番20―Ｂ６号　ピアポートシーサイド
債務者　奥野　弘貴
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２３号
函館市深堀町28番６号　メゾンＳＴ　202
債務者　水上　克則
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２７号
函館市海岸町９番18―202号
債務者　目谷　晴斗
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３３０号
北海道北斗市追分５丁目３番13号　介護老人保健施設やわらぎ苑上磯（住民票上の住所）
北海道上磯郡知内町字小谷石94番地
債務者　村上　正人
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１５６号
愛知県豊川市平井町坂田前23番地
債務者　清水見奈子（旧姓布野）
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第６０３号
北九州市小倉北区大門２丁目３番19―705号、前住所北九州市小倉北区黄金２丁目９番３―1108号
債務者　山口　直美
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６１６号
北九州市八幡西区香月西２丁目17番16号
債務者　川本　　豊
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８８号
新潟県長岡市中之島37番地１、住民票上の住所新潟県長岡市下柳１丁目４番35号
債務者　遠藤万利子
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１４０号
新潟県長岡市寺泊吉64番地２　二ノ関団地市営住宅４号棟
債務者　山田　貞一
1　決定年月日時　令和８年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１２０号
愛知県稲沢市祖父江町山崎下枇20番地１　丸万マンション203
債務者　岩塚　良弘
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１４６号
愛知県犬山市上坂町四丁目173番地　インペリアル５―201、前住所愛知県犬山市字上榎島10番地　パドマヒルズ4103
債務者　池本　　蓮
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１４７号
愛知県稲沢市矢合町喜蔵屋敷2588番地　スイセンエルボ
債務者　中山ゆかり
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１４８号
愛知県一宮市丹羽字井端1307番地49
債務者　図師　功一
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１７７号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字福塚前25番地１　ＥＸＣＥ福塚103号
債務者　桂川　亜実
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和８年（フ）第１５５号
北海道旭川市南１条通26丁目495番地　フラワーマンション202号
債務者　本田　竜治
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月28日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０８号
北海道旭川市神居５条12丁目１番３―5408号市住5408号
債務者　金盛まつ子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月２日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月28日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部